

# 春の市民総合相談

市民総合相談を開設します。各種相談コーナーを設け、専門の相談員等が親切にお答えしますので、気軽に「ご相談下さい。」

日時 6月1日(火)午後1時～4時  
場所 市民センター別館

## 相談内容

- ①行政相談 内容は別掲行政相談週間の記事参照
- ②人権の上相談 内容は別掲人権擁護委員の日の記事参照
- ③表示登記相談 表示登記に関する事
- ④労働相談 労働条件や労使間のトラブル及び職場における男女差別セクシュアルハラスメントなどの労働に関する事
- ⑤法律相談 相続・離婚・賃貸

貸マンションやアパートの立退きなど日常生活の問題で法律相談に関する事

⑥交通事故相談 交通事故の被害者又は加害者の損害賠償問題、示談のしかた、保険の手続きなど交通事故に関する事

⑦不動産取引相談 不動産売買、賃貸借など不動産取引に関する事

⑧税務相談 相続税、贈与税や不動産を売買するとき、税金はどのくらいかかるのかなど税金全般に関する事

⑨登記相談 不動産を売買したときの所有権移転権利証の内容など不動産の登記に関する事

★①～④は当日受付

よつて知らない市北西部をご紹介いたします。

展示期間 6月5日(土)～8月29日(日)

※月曜日休館

開館時間 午前9時30分～午後5時(入館は午後4時30分まで)

場所 ふるさと歴史館

さと歴史館(諏訪町1-6)

○停車場の碑のいわれ

○猿田彦神社の誕生

○旧東村山郵便局

## 市制施行40周年記念事業

### 特別展 「東村山駅西口のあゆみと北西部」

東村山駅西口の街並み形成には、歴史的背景があります。川越鉄道が敷かれる前と、敷設後の変化と変遷を、文書資料や実物資料をもとに展示を行います。その他にも、知っている



大正9年当時の東村山駅西口を再現した模型

受付時間 午後1時～3時30分

★⑤～⑨は予約制

予約受付 5月17日(月)から

直接又は電話で市民生活課へ

問い合わせ 市民生活課

春の行政相談週間

5月17日(月)～23日(日)

国の行政機関やJR・NTT・公庫等の特殊法人の仕事又は都や市町村が国から委任され、補助金を受けて行っている仕事への苦情や意見、要望について、行政と住民とのパイプ役として総務大臣から委嘱された行政相談委員が相談に応じています。

秘密は守られますので気軽にご利用下さい。

日時 毎月第4木曜日(12月は第3)の午後1時～3時30分

場所 市民生活課(本庁舎1階)

階市民相談室

※相談日に来庁できないかたは、電話で行政相談委員(左表参照)にご相談下さい。なお、次のところでも受け付けています。

○東京総合行政相談所(西武百貨店池袋店7階、休業日を除く毎日受付 ☎03・3978・0229)

○「行政苦情11番」総務省東京行政評価事務所(☎0570・090・110)

問い合わせ 市民生活課

6月1日は

人権擁護委員の日

東京都人権擁護委員連合会では、6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、この日を中心に、より一層の人権思想の啓発に努めています。

「人権・身の上相談」

日常生活の中で人権が無視されたり、侵害された時に、気軽に相談できるように、「人権・身の上相談」を無料で行っています。相談は法務大臣

平成15年度より実行委員会形式で行っている消費生活展は、参加団体の日々の活動の紹介と市内で活躍している団体との交流の場です。

いろいろな企画を考え、日々の成果をPRしてみませんか。参加していただけるかた及び団体を募集します。

申込み 直接又は電話で市民生活課へ

問い合わせ 市民生活課

消費生活展

参加団体募集

日時 5月23日(日) 午前10時～午後3時(雨天決行)

場所 社会福祉協議会事務所(野口町1-26-39)

日時 5月30日(日) 午前10時～午後2時(小雨決行)

場所 青葉町2丁目第3仲よし広場(青葉町2-24)

※車の来場は「遠慮下さい。また、袋はご持参下さい。」

※収益金は地域福祉事業の資金となります。

★詳細は「福祉だより」5月1日号を参照下さい。

問い合わせ 社会福祉協議会(☎394・63333)

社会福祉協議会

福祉バザー開催

第31回福祉バザー春の部

日時 5月23日(日) 午前10時～午後3時(雨天決行)

場所 社会福祉協議会事務所(野口町1-26-39)

日時 5月30日(日) 午前10時～午後2時(小雨決行)

場所 青葉町2丁目第3仲よし広場(青葉町2-24)

※車の来場は「遠慮下さい。また、袋はご持参下さい。」

※収益金は地域福祉事業の資金となります。

★詳細は「福祉だより」5月1日号を参照下さい。

問い合わせ 社会福祉協議会(☎394・63333)

社会福祉協議会

福祉バザー開催

第31回福祉バザー春の部

日時 5月23日(日) 午前10時～午後3時(雨天決行)

場所 社会福祉協議会事務所(野口町1-26-39)

日時 5月30日(日) 午前10時～午後2時(小雨決行)

場所 青葉町2丁目第3仲よし広場(青葉町2-24)

※車の来場は「遠慮下さい。また、袋はご持参下さい。」

※収益金は地域福祉事業の資金となります。

★詳細は「福祉だより」5月1日号を参照下さい。

問い合わせ 社会福祉協議会(☎394・63333)

社会福祉協議会

福祉バザー開催

第31回福祉バザー春の部

日時 5月23日(日) 午前10時～午後3時(雨天決行)

場所 社会福祉協議会事務所(野口町1-26-39)

日時 5月30日(日) 午前10時～午後2時(小雨決行)

### 消費生活相談室

覚悟の上で 保証人になり！

保証人になることを引き受けたら思わぬ事態に陥ってしまった、という話をしばしば聞きます。消費生活相談室にも「友人の借金の連帯保証人になっていたが本人の支払いが滞り、金融業者から支払請求を受けている。本人は派手な生活をしているのに、私に支払い義務があるのか」という相談が寄せられています。

■保証契約の当事者  
保証人としての責任は保証契約によって生じ、その当事者は保証人とお金を貸した債権者です。したがって、お金を借りた債務者本人が借金を返済しなかったり、自己破産の申し立てをしたような場合には、保証人は債務者本人に代わって借金を返済しなければなりません。

■保証人と連帯保証人の違い  
単なる保証人の場合には、債権者から支払請求されても「まず、債務者本人に請求してほしい」(催告の抗弁権)と要求したり、「まず、債務者本人の財産に対し強制執行してほしい」(検索の抗弁権)と要求することができません。

しかし、連帯保証人の場合にはそのような催告の抗弁権や検索の抗弁権がありません。債権者は、回収しやすいように支払請求をすることができるとです。したがって、連帯保証人は限りなく債務者本人と同様の責任を負わされ、単なる保証人より責任が重くなります。

義理があるとか、親しい友人から「絶対に迷惑かけない」と言われ(連帯保証)証を頼まれても、安易に引き受けるのではなく、慎重に判断することが大切です。

問い合わせ 市民生活課

### 行政相談委員

氏名	住所	電話番号
立河 健	久米川町	391-0143
北久保年雄	諏訪町	392-0793
當摩 彰子	多摩湖町	396-3033

### 人権擁護委員

氏名	住所	電話番号
川添芳身	萩山町	341-3088
関 弘子	青葉町	391-3022
江藤佳子	秋津町	394-0915
長澤洋子	富士見町	394-2540
津田敦司	青葉町	395-0382
細田 進	萩山町	344-1671

日時 5月23日(日) 午前10時～午後3時(雨天決行)  
場所 社会福祉協議会事務所(野口町1-26-39)

日時 5月30日(日) 午前10時～午後2時(小雨決行)  
場所 青葉町2丁目第3仲よし広場(青葉町2-24)

※車の来場は「遠慮下さい。また、袋はご持参下さい。」

※収益金は地域福祉事業の資金となります。

★詳細は「福祉だより」5月1日号を参照下さい。

問い合わせ 社会福祉協議会(☎394・63333)

### 社会福祉協議会

### 福祉バザー開催

### 第31回福祉バザー春の部

日時 5月23日(日) 午前10時～午後3時(雨天決行)

場所 社会福祉協議会事務所(野口町1-26-39)

日時 5月30日(日) 午前10時～午後2時(小雨決行)

場所 青葉町2丁目第3仲よし広場(青葉町2-24)

※車の来場は「遠慮下さい。また、袋はご持参下さい。」

※収益金は地域福祉事業の資金となります。

★詳細は「福祉だより」5月1日号を参照下さい。

問い合わせ 社会福祉協議会(☎394・63333)

### 東村山市市制施行40周年記念式典が行われました

5月9日(日)、中央公民館において、「東村山市市制施行40周年記念式典」が行われ、細湖市長はじめ多数の関係者が出席しました。

この式典では、市に功労等があったかたへの市民表彰授与式(下写真)や琴古流尺八奏者や人間国宝の青木鈴喜さんの記念演奏がありました。

日時 5月9日(日) 午前9時～午後5時

場所 秋津神社境内(JR新秋津駅裏)

※売上の一部を社会福祉協議会へ寄付します。

問い合わせ 東村山さつき愛好会(☎393・4140)

●都立小平養護学校  
日時 6月4日(金) 午前9時～11時30分

場所 同校(小平市小川西町)

### 官公署ほか

### 防火されない・させない 環境を作りましょう

平成15年中に市内で発生した放火の件数(放火の疑いを含む)は26件で、出火原因のトップ(火災全体の43%)となっています。今年も、すでに市内で30件の火災が発生し、そのうち10件が放火によるもので、出火原因のトップを占めています。

次の点に注意して、地域が一体となって防火されない環境をつくりましょう。

①家の周辺に燃える物を置かないようにし、物置・倉庫等は施錠する。

②郵便受けに新聞やチラシ等をためない。

③ゴミは、指定日の朝に出す。

④車やバイクなどのカバーは、防炎性のものを使う。

東村山消防署  
東村山市消防団

### さつき展示即売会

東村山さつき愛好会

日時 5月29日(土)・30日(日) 午前9時～午後5時

場所 秋津神社境内(JR新秋津駅裏)

※売上の一部を社会福祉協議会へ寄付します。

問い合わせ 東村山さつき愛好会(☎393・4140)

### 学校公開(授業公開・施設見学等)

●都立小平養護学校  
日時 6月4日(金) 午前9時～11時30分

場所 同校(小平市小川西町)

### 市長への手紙

内容	郵送	FAX	Eメール
事業への提言	0	0	0
施設への提言	3	0	2
道路・公園	1	1	1
環境	0	0	0
職員の対応	3	0	1
その他	3	0	5
合計	10	1	9

日時 6月7日(月) 午前9時20分～正午

場所 同校(武蔵村山市学園)

問い合わせ 同校(☎564・2781)